

鶴見大学歯学部動物実験施設における緊急時対応マニュアル

平成26年12月1日制定

このマニュアルは、鶴見大学歯学部における動物実験の実施に関する規程第16条、第17条の規定に基づき、鶴見大学歯学部動物実験施設（2号館動物舎、3号館動物舎）における緊急時の対応について定めるものである。

地震をはじめとする災害及び火災対応に特化し、他の緊急時の対応に関しては、「学校法人総持学園危機管理規程」及び「鶴見大学防火・防災管理規程」に準拠して対応を行うものとする。

1. 動物実験施設緊急時対応マニュアル

1) 緊急事態発生時

- ・ 先ず身体の安全確保を行う。
- ・ 火災及び地震発生後の火災対応は、災害規模が小さければ、可能な範囲で初期消火等を行う。

2) 飼育中・実験中の動物への対応

- ・ 実験動物の生命維持に配慮する。
- ・ 災害発生時には、身体の安全確保を行った後で、実験動物（以下、「動物」という。）が飼育室あるいは実験室の外に逸走・逃散しないよう可及的速やかに対応を取る。
- ・ 実験中の動物は、ケージや動物用コンテナ等に収容し、床に置くあるいは飼育棚に戻す。
- ・ ケージの落下防止装置及び飼育棚の転倒防止装置を確認する。

3) 使用中の機器への対応

- ・ 動作中の実験機器、空調機器、オートクレーブ等は、状況に応じて対処し、必要があれば停止させる。
- ・ 停電等が生じた場合は、電源復旧後の動作（機器の自動復帰等）を考慮して対処する。

4) 使用中の薬品への対応

- ・ 落下しないように、床に置く等の処置をとる。
- ・ 発火性・爆発性のある薬品については、安全を確保しながら、延焼の可能性のない場所に移動させる等の処置をとる。
- ・ 火災時は、必要に応じて、可能な限り耐火性のある保管庫に収容する。

5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応（初期対応）

- ・ 動物実験施設内や近傍で火災が発生した場合は、直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。
- ・ 地震が起きた場合は、状況に応じて使用を中止し、元栓を閉める等の処置をとる。

6) 動物実験施設からの退出

- ・ 退出時には、施設内に残った者がいないことを確認の上、動物が逸走・逃散しないように、出入口の扉等を必ず閉めておく。
- ・ 近くの非常口あるいは階段を使用する。エレベータは使用しない。
- ・ 指定非難場所に避難する。（大本山總持寺大駐車場）

7) 災害発生の通報

原則：先ず身体の安全を確保してから、実験動物管理室及び警備室に通報する。その後、施設等管理者（動物実験委員会委員長）（以下、「施設等管理者」という。）、大学管理部局（防災担当）（以下、「大学管理部局」という。）に通報する。施設等管理者や大学管理部局の職員は、災害の状況を確認し、状況に応じて館内放送をする。大学管理部局の長は、災害の状況を確認し、緊急連絡表に基づき、速やかに学長及び関係部局に連絡する。

①動物実験施設利用者

- ・大声で周囲に事態を知らせる。
- ・身体の安全を確保し、その後、実験動物管理室（内線：8445）と警備室（内線：8390、8490）に連絡する。電話が不通の場合は、直接知らせる。
- ・動物実験施設内や近傍で、負傷者および施設の異常を発見した場合は、速やかに連絡する。
- ・平日の勤務時間外や休日は、大声で各階の人々に事態を知らせ、警備室（内線：8390、8490）に連絡する。電話が不通の場合は、直接知らせる。

②動物実験施設職員

- ・大声で周囲に事態を知らせる。
- ・身体の安全を確保し、その後、直ちに、施設等管理者、大学管理部局及び警備室に連絡する。
- ・平日の勤務時間外や休日は、大声で各階の人々に事態を知らせ、警備室（内線：8390、8490）に連絡する。緊急連絡表に基づき、出来る限りの処置をとる。

8) 災害後の安全確認と施設内の状況把握及び復旧作業

- ・大学各施設設備の安全確認作業が済み、建物内への進入許可が得られたら、動物実験施設職員は、建物内の動物数、逸走動物の有無及び飼育機材や実験機器等の損傷状況等を確認する。
- ・負傷者については、保健センター（内線：8281）に連絡し、搬送する。
- ・実験中の動物の状態について確認し、必要に応じて飼育管理者および講座・研究室に対処を依頼する。
- ・動物実験施設利用者は、動物実験施設職員が同行のもとに建物内へ入る。
- ・災害の規模が大きく、動物を適正に管理することが困難である場合は、施設等管理者、飼育責任者と協議の上、実験動物を安楽死させる。緊急の場合は、施設等管理者の判断により処置を行う。
- ・被害状況と逸走動物の有無は、施設等管理者と大学管理部局に報告する。施設等管理者から関係機関へ速やかに連絡・報告する。

2. 緊急連絡網

各動物舎に設置の緊急連絡表を参照。

3. 復旧作業

発生した災害の規模によっては、発生当日に対応することが困難な場合も想定できる。対応可能な事項から順次実施する。

1) 初期対応

- ・動物実験施設内で逸走している動物がいる場合は、ケージに収容する。
- ・飼養・保管設備及び機材に異常がないかどうか、給餌、給水が行えるかどうかを確認する。

- ・飼育飼料、飼養・保管に必要な物品の確認と整理を行う。
- ・水道、電気、電話、ガス、空調等の点検を行う。ガスと水道は、一旦元栓を閉じること。
- ・清掃等に必要の衛生用水の確保が可能かどうか、動物屍体の保管が可能かどうか確認をする。
- ・災害の規模が大きく、動物を適正に管理することが困難と判断された場合、動物実験施設利用の講座・研究室教員は、動物の安楽死処分について、施設等管理者、動物実験施設職員と協議の上、決定する。処置は、講座・研究室教員が行う。但し、緊急の場合は、施設等管理者の判断により、動物実験施設職員が処置を行う。

2) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

- ・施設等管理者は、動物実験施設職員及び大学管理部局と連携し、飼養・管理体制の再構築を検討する。災害時以前から飼育していた動物の飼養・管理の再開及び施設の機能回復を図る。
- ・回復が困難である場合は、飼育施設としての廃止を検討する。

4. 所属部局、地元自治体、文部科学省等への連絡・報告

動物実験施設利用講座・研究室、関係部局に状況報告を行うとともに、必要に応じて、速やかに支援を要請する。逸走動物、周辺環境汚染の恐れがある場合は、大学管理部局から下記へ連絡・報告を行う。

①横浜市総務局危機管理課及び鶴見区役所危機管理課へ報告を行う。

電話番号 横浜市：045-671-2171 鶴見区：045-510-1656

②文部科学省研究振興局ライフサイエンス課へ報告を行う。

電話番号 03-6734-4106

③遺伝子組換え動物の逸走の可能性がある場合、研究振興局ライフサイエンス課生命倫理対策室へ報告を行う。

電話番号 03-6734-4108

※被害状況報告と併せて報告するかどうかについては、大学管理部局と相談する。

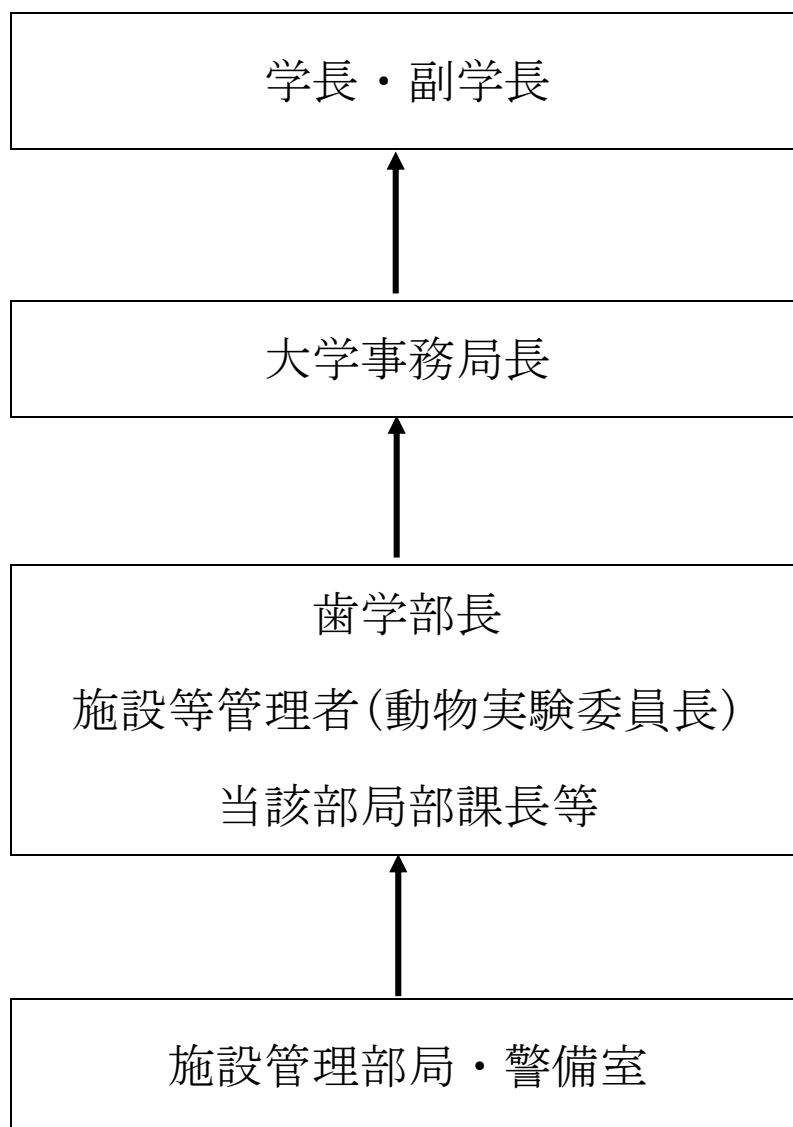
5. 緊急時対応の準備

- 1) 各施設において適切と判断する期間分の、飼料、飲水用の水、予備飼育器材を備蓄しておく。
- 2) 飼育ケージ等の転倒防止装置等の飼養管理施設内の環境整備をする。
- 3) 動物実験施設を利用する実験実施者は、以下の規程及びマニュアルに基づき、対応等を把握しておく。
 - ・学校法人総持学園危機管理規程
 - ・鶴見大学防火・防災管理規程
 - ・鶴見大学大規模地震対応マニュアル

6. マニュアルの変更

このマニュアルは、必要に応じて変更する。

緊急連絡表



※災害発生時は、先ず上記連絡表に基づき、通報をする。
学長、副学長、事務局長が不在の時は、総務部長へ通報する。
総務部長が不在の時は、事務局室部長に通報する。